欧州議会、NGT 規則を採択―GMO 規制の一部緩和と特許透明性措置を通じたイノベーション促進枠組み

2026 年 6 月 22 日

JETRO デュッセルドルフ事務所

2026 年 6 月 17 日、欧州議会は、新しいゲノム技術（NGTs）によって得られた植物およびそれらを用いた食品・飼料に関する規則を採択した。本規則は、2025 年 12 月に欧州議会と欧州連合理事会との間で暫定合意に至っていたものであり、その後 2026 年 4 月に欧州連合理事会において当該合意内容に基づく法案が承認されていた。今回の議会採択はこれを最終的に確定させる手続にあたり、これにより当該規則は正式に成立した。

本規則は、気候変動や病害虫に対する耐性を有し、より少ない農薬で高い収量を実現し得る植物の利用を促進することを目的としている。また、農業の競争力強化および輸入依存の低減の観点から、新たな育種技術の導入を制度的に後押しするものと位置付けられる。

規制の中核は、新しいゲノム技術により得られた植物を、その最終的な遺伝的特徴に基づき二つのカテゴリーに分類する点にある。すなわち、従来の育種でも生じ得る限定的な遺伝子変化を有する植物は NGT-1 に分類され、一定の要件を満たすことが確認された場合には従来の植物と同様に扱われる。これは、当該植物が従来の遺伝子組換え生物（GMO）規制の枠組みから外れることを意味し、リスク評価や事前認可といった規制上の負担が課されない点で、明確な規制緩和措置に該当する。他方、より広範又は複雑な遺伝子改変を伴う植物は NGT-2 に分類され、従来の GMO 規制の下でリスク評価および事前認可を要する。なお、欧州議会の要請により、除草剤耐性又は殺虫性物質を産生する植物は NGT-1 には該当しないものとされた。

このように、本規則は NGT-1 について GMO 規制の適用を除外することで開発および市場投入に係るコストや手続負担を軽減し、育種技術の実用化を加速させる一方で、NGT-2 については従来の規制体系を維持するという二層構造を採用している。この点は、リスクに応じた規制とイノベーション促進を両立させる制度設計として特徴付けられる。

知的財産の観点では、特許制度自体は従来どおり EU バイオ特許指令により規律されることが前提とされている。その上で本規則は、新たな透明性措置を導入している点に特徴がある。すなわち、NGT-1 植物の開発者は、関連する特許情報を公開データベースにおいて提供することが求められ、さらに、公正な条件に基づくライセンス方針について任意で表示することができるとされている。

加えて、NGT 植物に関する特許の影響を評価する専門家グループが設置されるとともに、本規則の発効から 1 年以内に、欧州委員会は特許がイノベーション、種子の利用可能性およびセクターの競争力に及ぼす影響に関する調査を公表し、必要に応じて追加措置を提案することとされている。

なお、本規則はEU官報掲載後２０日で発効し、その適用は２年後とされている。

－ 欧州議会のプレスリリース等は、以下参照 －

（ニュースリリース）

https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20260611IPR45215/new-genomic-techniques-for-plants-to-boost-innovation-in-sustainable-agriculture

（採択された法案）

https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-17037-2025-INIT/en/pdf

－ NGT規則に関する欧州知財ニュースは、以下参照 －

- EU理事会の常任代表委員会は、新しいゲノム技術で生産された植物に関する規則案に対する交渉指針を承認（2025年3月27日）（PDF）
- 欧州議会、新しいゲノム技術で生産された植物を特許の保護対象から除外する条項が追加された規則案に対する立場を採択（2024年2月7日）（PDF）

以上